

認定実務実習指導薬剤師 認定制度

実施要領の一部改正に伴う留意事項について

北海道地区調整機構

伊藤 裕嗣

平成31年1月1日より、認定実務実
習指導薬剤師認定制度の実施要領
が一部改正されております。

これに伴う主な留意事項は、以下の
とおりです。

1. 提出した書類は、原則返却されません。

- 認定された場合→返却されません。
- 認定不可の場合→無効な修了証または受講証は、やむを得ない理由がある場合以外は返却されません。

2. いったん振り込まれた認定申請料等は、理由の如何を問わず返却されません。

- 万が一、認定不可となった場合でも、申請料は返金されません！ 資格要件をよくご確認いただき、経済的不利益を被ることのないよう十分ご注意ください。
- 特に、産前産後休業・育児休業や病気療養等によって、研修受講時点で以下の要件が満たされていないために認定不可となるケースが発生しています。

勤務状況：薬剤師実務経験が、受講しようとする時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）している者であること。

3. 更新申請書が一部変更されています。

- 申請の際は、日本薬剤師研修センターのHPより、最新の申請書をダウンロードして使用してください。

4. 更新に係る特例に一部追記があります。

認定期間終了時に、更新の条件が満たされていないために更新申請できなかった方



認定期間終了後2年以内に更新条件をすべて満たすことになった場合、更新申請の手続きをすることができます。
(従来通り)

(平成31年1月1日より)

この場合、更新の条件をすべて満たしてから3か月以内に申請を行わなければなりません。

5. アドバンスワークショップについて

- 認定の更新には、更新講習の受講が必須条件でしたが、いわゆるアドバンスワークショップを修了した場合も、更新講習を受講したものとみなします。
- ただし、アドバンスワークショップの修了証は実務実習地区調整機構委員長が発行者であるものに限ります。それ以外の団体等が発行したものは無効です。
- また、修了証には有効期間(3年間)が定められていますのでご注意ください。

認定の申請・更新の際には、公益財団法人日本薬剤師研修センターのホームページより、「認定実務実習指導薬剤師」の項目をよくご確認ください。

<http://www.jpec.or.jp/nintei/ninteijitumu/index.html>